

# 子どもの規範意識の向上をめざして

「子どもの規範意識向上推進委員会」提言

平成23年3月

## はじめに

文部科学省「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、奈良県の小・中・高等学校の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は10.1件で、全国平均4.2件に対して、高い発生率となりました。また、「平成21年度全国学力・学習状況調査」の結果においても、規範意識や生活習慣等の質問において、肯定的な回答率が全国平均を大きく下回りました。

このような状況の中、平成21年6月に県教育委員会教育長から、「子どもの規範意識向上に向けて、奈良県教育への提言及び生徒指導に関するガイドライン」について諮問を受け、子どもの規範意識向上推進委員会及び小委員会において2年間の審議を重ねてきました。

昨年度は、「提言の中間報告」と「小・中学校生徒指導ガイドライン」を県教育委員会教育長に提出し、本年度さらに議論を深め、この「提言」と「高等学校生徒指導ガイドライン」をまとめることができました。

「提言」の中では、子どもたちの規範意識の醸成・向上を目指して、「子どもたちの規範意識の醸成・向上に向けたアプローチ」と「暴力行為等の問題行動の減少に向けたアプローチ」の両面から提言をしています。

また、ガイドラインは各学校で利用いただき、規範意識の向上と、生徒指導の充実に役立てていただきたいと思います。

これまでの審議に出席いただいた委員の皆様には感謝を申し上げますとともに、この提言と2冊のガイドラインを合わせて答申とさせていただきます。

平成23年3月

子どもの規範意識向上推進委員会

委員長 森田 洋 司

## 1 子どもたちの規範意識の低下

### (1) 暴力行為の増加

文部科学省の「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると全国の小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、前年度比約1,000件増の60,913件にのぼり、データを集計しはじめた昭和58年度以来最多となった。その内、高校は10,083件（前年度比2.9%減）となったものの、小学校の7,115件（同9.7%増）、中学校の43,715件（同2.2%増）は、それぞれ過去最高の件数に上った。このことは、警察庁の少年非行概況に示されている少年非行の低年齢化に呼応している。

また、文部科学省が暴力行為の発生状況を集計し始めた昭和58年度当時の校内暴力では、非行グループによる暴力行為が目立ち、その原因や理由は比較的分かりやすかったが、現在では、表面的に問題のなさそうな「普通の子」が「突然キレる」ことも少なくない。

### (2) 規範意識

生徒指導の観点からは、規範を「人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準」と捉え、「そのような規範を守り、それに基づいて判断したり行動したりしようとする意識」が規範意識であると考えられる。具体的には、「自他の生命や権利を尊重し、自他を身体的にも心理的にも傷つけてはいけない」または、「公共物を壊してはいけない」などの社会的基準を守り、それに基づいて、規律ある行動をとることが規範意識を備えた姿である。

### (3) 規範意識低下の社会的背景 —子どもは大人の鏡—

暴力行為等の発生状況から見られる子どもたちの規範意識の低下は、人々が安心して暮らせるよりよい社会をつくっていくためはもとより、子どもたちの健やかな成長を促し、子どもたちを自立した社会人に育てるため、看過できない問題である。現代社会における大人の社会規範の揺れ、不正やルール違反を許容する風潮、義務と責任を忘れ、自由と利己主義をはき違える風潮、そして、正直さ・誠実さ・まじめさなどの価値を軽視する風潮など、社会全体のモラルの低下が子どもの規範意識の育ちに影響を与えている。

また、これらの社会的風潮は、家庭や地域社会が今日に至るまでに果たしてきた教育機能を弱めている。すなわち、基本的なしつけや人間として、してはならないことへの指導や善悪の判断などは本来家庭や地域で育まれてきた。しかし、大人には自信をもってそれらを子どもに伝え教えることを躊躇する傾向も見られる。

## 2 奈良県の現状

### (1) 規範意識の低さ・基本的生活習慣の乱れ

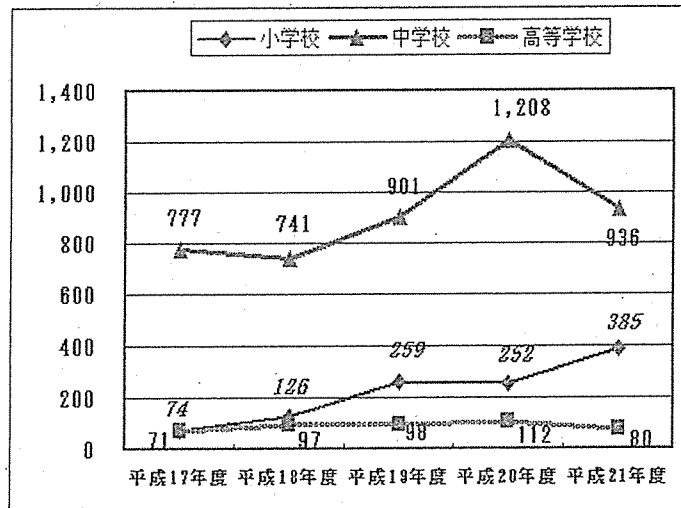
「全国学力・学習状況調査」において、「学校の規則を守っていますか」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」といった規範意識に関する質問に、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に答えた本県の児童生徒の割合は、平成19年度の調査以来、常に全国平均を下回っている。平成22年度の調査において、「学校の規則を守っていますか」に対して肯定的に答えた割合は、全国と

比べると小学校で45位、中学校で46位であり、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して肯定的に答えた割合は小学校で43位、中学校で45位であった。

また、「学校に持って行くものを、前日か、その日の朝に確かめていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」「家の手伝いをしていますか」といった基本的な生活習慣に関する質問についても、「している」「どちらかといえばしている」と肯定的に答えた児童生徒の割合も全国平均を下回っている。

(2) 1,000人当たりの暴力行為発生件数ワースト3位

平成21年度における本県の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は9.2件と全国ワースト3位であった。校種別の暴力行為の発生件数は、小学校が385件、中学校が936件、高等学校が80件となっており、中学校が全体の約7割を占めている。



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(3) 急増する小学生の暴力行為

過去5年間の暴力行為の発生件数の推移を見ると、小学校における発生件数は増加傾向にあり、平成21年度は平成17年度の74件の約5倍と急増しており、大きな課題となっている。

小学校における暴力行為の発生件数が急増している原因の一つとして、児童生徒1人当たりの暴力行為発生件数を見ると、中・高校生については、ほぼ全国平均と同じ数値であるが、小学生は全国平均1.14件に対して、本県は1.77件と高い数値となっており、特定の児童が暴力行為を繰り返すケースが全国に比べて多くなっていることが考えられる。

	小学校	中学校	高等学校
全国	1.14	1.08	0.82
奈良県	1.77	1.06	0.78

#### (4) 「器物損壊」の発生率が高い

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における暴力行為は、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四形態からなっている。暴力行為の発生件数が多い都道府県は、「器物損壊」の多い傾向がみられるが、本県の小・中・高校生1,000人当たりの「器物損壊」の発生件数は、平成20年度は4.2件で全国ワースト1位、平成21年度は2.8件に減少したものの全国ワースト2位となっており、本県の暴力行為の特徴とも言える。

なお、平成21年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び「全国学力・学習状況調査」において、調査対象の児童生徒数が100人以上の市町村に関して、児童生徒1,000人当たりの「器物損壊」発生件数と、「学校の規則を守っていますか」の問いに「当てはまらない」と答えた生徒の割合との相関をみたところ、中学校においては相関係数が0.49となり、かなりの相関が認められた。このことから、「器物損壊」等の暴力行為を減少させるためには、規範意識の醸成が不可欠であると言える。

#### (5) 体力向上から暴力行為の減少へ

本県の子どもたちの体力の状況も、文部科学省が平成20年度から実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において全国と比較した場合、小・中学校とも低位にある。

平成20年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、暴力行為発生件数の少ない県等では体力テストの得点が高い傾向にあったため、本県の市町村別の暴力行為発生件数と体力テスト得点との相関をみたところ、中学校においては、相関係数が0.43となり、かなりの相関が認められた。このことから、規範意識と体力の改善を図ることで相乗的な効果が期待できると考えられる。

### 3 提言

奈良県の子どもたちの現状で器物損壊の占める割合が高いのは、公共物を大切にするという規範意識が低いことが原因の一つと考えられる。また、暴力行為等の問題行動を減少させることが、規範意識を向上させる環境作りには欠かせない。規範意識の醸成・向上と暴力行為等の問題行動の減少は相互に深く関連している。

規範意識を醸成・向上させるための提言として、「子どもの規範意識の醸成・向上に向けたアプローチ」と「暴力行為等の問題行動の減少に向けたアプローチ」の両面から児童生徒の発達段階に合わせ、適切に組み合わせていくことが大切である。

#### (1) 子どもの規範意識の醸成に向けたアプローチ

##### ① 社会性や忍耐力の育成と豊かな人間関係の構築

- ・ 子どもたちの社会性の育成に向けて、児童会や生徒会における児童生徒の主体的な活動の一層の活性化に努める。そのために、高校生が社会へ参画する活動を推進し、小・中学校へ広げるなど、幅広い取組を展開する。
- ・ 奈良県道徳教育振興会議と連携して、道徳教育を通じた規範意識の醸成や公共心の育成を推進する。
- ・ 体験活動等の機会を活用し、自他の存在のかけがえのなさを認め合う豊かな人間関係づくりに努めるとともに、体力の向上を図る。

暴力行為等の問題行動を起こす児童生徒は、特定の子どもだけではなく、「普通の」子どもが突発的に起こすケースも多く、子どもたちの社会性や耐性の醸成が必要である。また、規範意識の低下や問題行動の増加の要因の一つとして、子どもたちのコミュニケーション能力の低下が考えられる。様々な機会を利用し、より豊かな人間関係を構築させたい。

##### ② 家庭の教育力の充実

- ・ 基本的な生活習慣を子どもたちに身に付けさせる取組を一層推進する。
- ・ 学校と家庭の連携・協働を進める取組を推進する。
- ・ 保育所や幼稚園に通う子どもや保護者だけでなく、就学前の子どもと子育ての状況を把握し、問題を抱える子どもと家庭への支援を行う。

規範意識の醸成は家庭教育が基本である。しかし、現状ではその基本が十分に機能しておらず、家庭の教育力を取り戻す必要がある。就学前の子どもをもつ家庭を含め、規範意識の基礎となる基本的な生活習慣や自己肯定感を培う家庭教育を充実させる必要がある。

### ③ 学校と地域社会との連携・協働

- ・ 学校が家庭や地域と問題意識を共有する。
- ・ 学校・家庭・地域の連携を図り、地域の行事等に子どもたちを積極的に参加させることを通じて、様々な年齢の人たちと関わり、豊かな人間関係を築くきっかけを与える。
- ・ PTAや地域の行事等に、教員が積極的かつ自主的に参加できる環境づくりをする。

子どもたちの規範意識の醸成のためには、学校のみならず、社会のすべての大人が協働して子どもたちに向き合うことが必要である。その際、教員、保護者、地域の大人が、自らの規範意識を省みつつ、身をもって子どもたちに規範を示す必要がある。

### ④ 学校と関係機関等との連携・協働

- ・ 非行被害防止教室をはじめ、様々な学校・地域行事においてスクールポリスオフィサーやスクールサポーター、少年サポートセンターと連携する。
- ・ 携帯電話のフィルタリングを関係機関と連携して推奨する等、子どもを有害環境から守る取組を行う。

子どもたちを取り巻く社会環境はますます複雑化している。そのため、学校だけでは解決の困難な問題に対しては、関係機関と積極的に協力して問題解決に当たる必要がある。

## (2) 暴力行為等の問題行動の減少に向けたアプローチ

### ① 組織的な生徒指導体制の強化

- ・ 子どもの情報を共有し、どの教員も共通の認識に立ちつつ、個々の子どもに合わせた指導ができるような組織的な生徒指導を行う。
- ・ 校長のマネジメント能力を向上させるとともに、組織としての生徒指導力を強化する。

各学校では生徒指導体制を充実・強化させることが重要である。学校の全体的な対応の仕組みを強化し、教員が、一人で問題を抱え込むことなく、組織として対応することが大切である。

## ② 学校や教員への支援

- ・ 各学校が抱える個々のケースに対して、学校への助言や支援を充実する。
- ・ 生徒指導に関する研修内容を充実させるとともに、学校現場へ指導主事が出向き研修を実施するなど教員の研修機会の充実を図る。

各学校が抱える解決の困難化しているケースに対して、機動的直接的な学校への助言や支援などによる課題解決を促す取組が必要である。

また、問題行動を未然に防ぐための開発的、予防的な生徒指導（積極的な生徒指導）が大切であり、そのためには、生徒指導に関する研修講座等の一層の充実を図り、教員一人一人が生徒指導力を高めることにより学校全体の指導力を高める必要がある。

加えて、教員が児童生徒に向き合う時間を確保し、心身ともに健康な状態で、児童生徒の指導に当たることができるようにする必要がある。

さらに、学校現場において十分な生徒指導体制が組める人員が確保できるよう配慮することが望まれる。

## (3) 県民へのアピールと取組の検証

- ・ 子どもの規範意識向上に関わる県の各部局や関係諸機関の取組に統一性をもたせることにより、様々な取組の実効性を高めるとともにそれらが目指すところを明確にして、広く県民にアピールする。
- ・ 提言の実施状況や子どもたちの規範意識の向上について、評価・検証する機会を設ける。



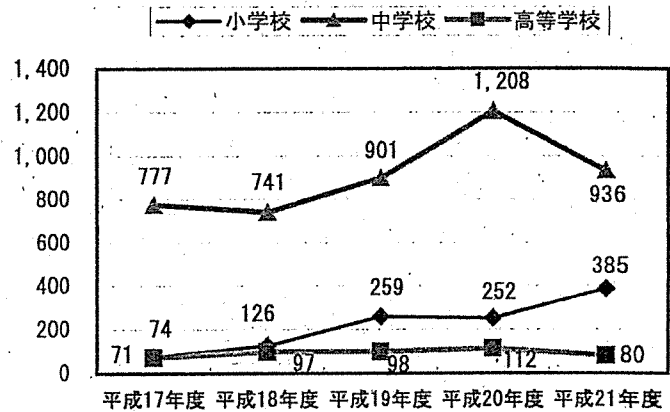
# 暴力行為の状況

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

※ 数値は公立小・中・高等学校

## 1 暴力行為の発生件数の推移

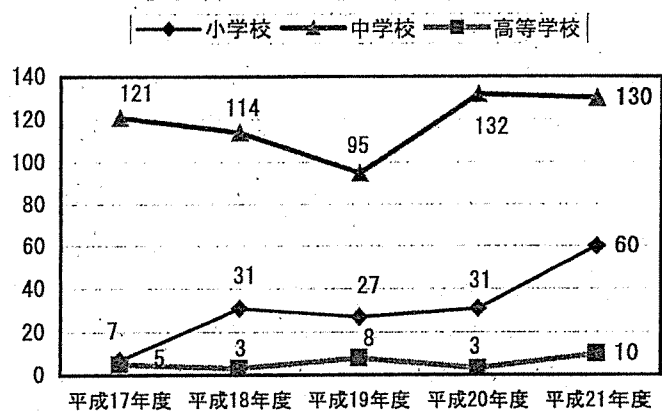
	小学校	中学校	高等学校
平成17年度	74	777	71
平成18年度	126	741	97
平成19年度	259	901	98
平成20年度	252	1208	112
平成21年度	385	936	80



## 2 暴力行為4分類の状況

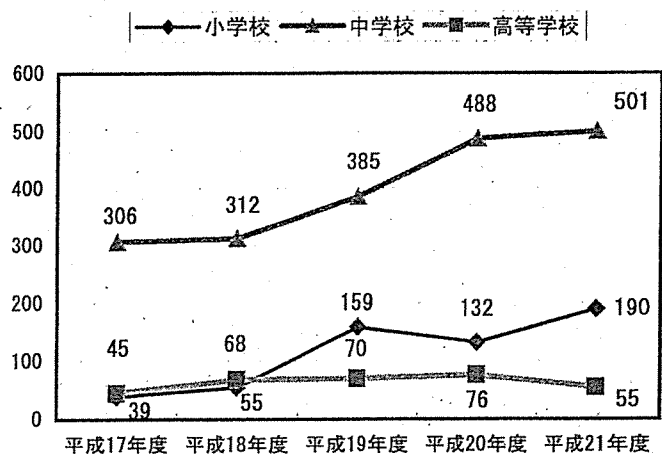
### (1) 対教師暴力の発生件数の推移

	小学校	中学校	高等学校
平成17年度	7	121	5
平成18年度	31	114	3
平成19年度	27	95	8
平成20年度	31	132	3
平成21年度	60	130	10



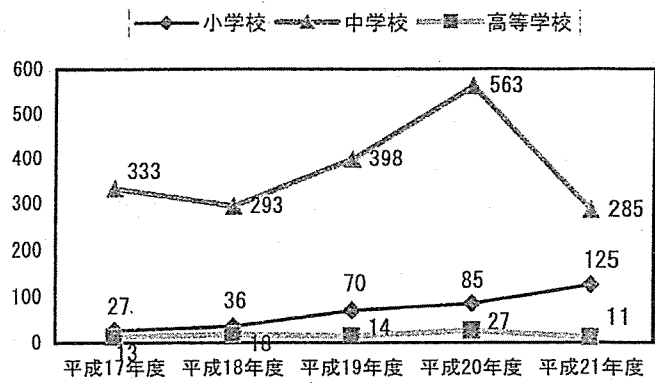
### (2) 生徒間暴力の発生件数の推移

	小学校	中学校	高等学校
平成17年度	39	306	45
平成18年度	55	312	68
平成19年度	159	385	70
平成20年度	132	488	76
平成21年度	190	501	55



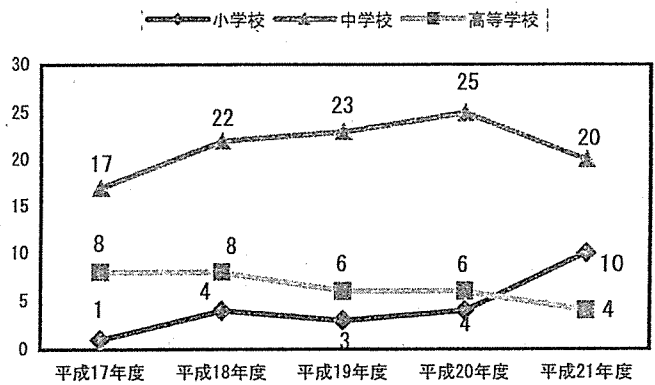
(3) 器物損壊の発生件数の推移

	小学校	中学校	高等学校
平成17年度	27	333	13
平成18年度	36	293	18
平成19年度	70	398	14
平成20年度	85	563	27
平成21年度	125	285	11



(4) 対人暴力の発生件数の推移

	小学校	中学校	高等学校
平成17年度	1	17	8
平成18年度	4	22	8
平成19年度	3	23	6
平成20年度	4	25	6
平成21年度	10	20	4



3 全国との比較 (小・中・高合わせた1,000人当たりの発生件数)

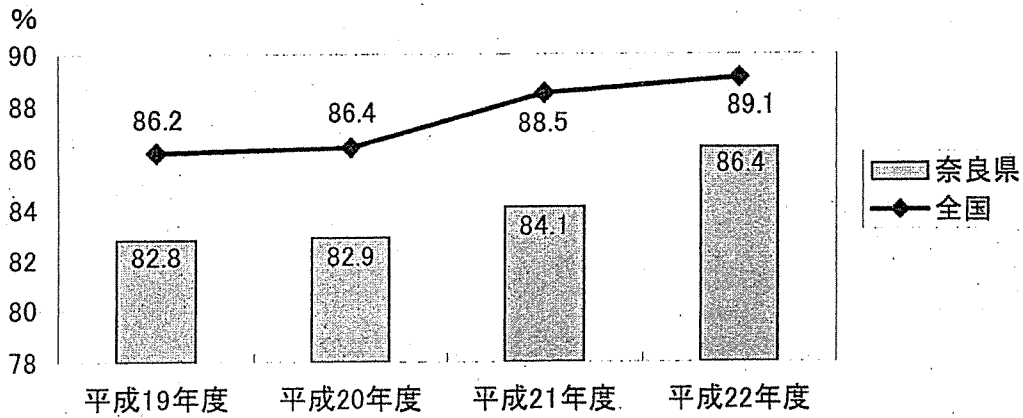
	奈良県	全国
平成17年度	6.3件	2.6件
平成18年度	6.2件	3.1件
平成19年度	7.9件	3.7件
平成20年度	10.1件	4.2件
平成21年度	9.2件	4.3件

※ 平成18年度からの数値は、国公立小・中・高等学校の発生件数  
 これは、文部科学省調査の変更に伴うものであり、平成17年度までは、公立小・中・高等学校の発生件数を記載  
 (平成21年奈良県公立小・中・高: 10.0件)

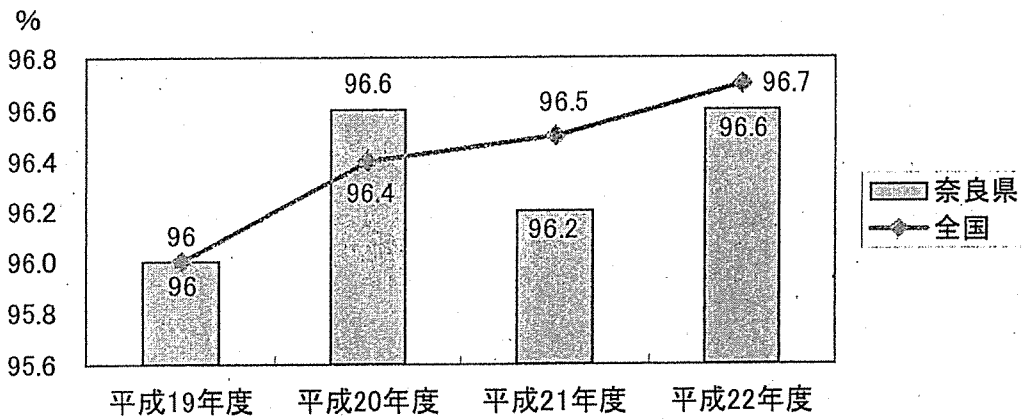
# 規範意識の状況

文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

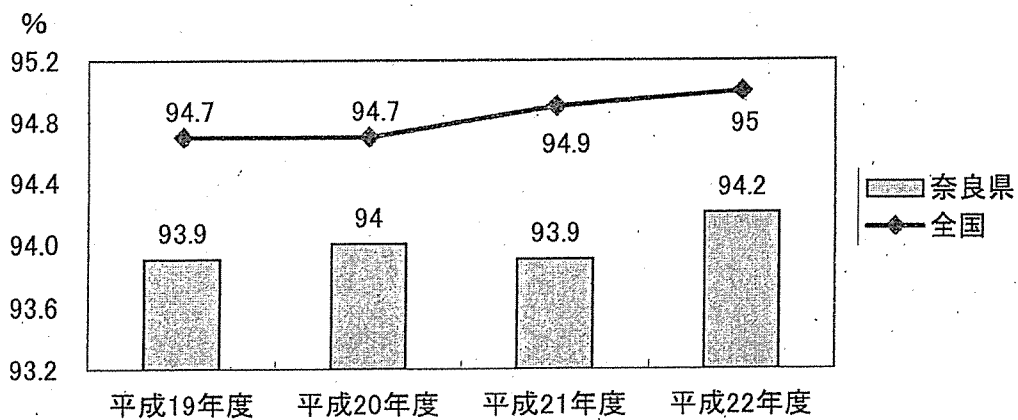
小学校 学校の規則を守っていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



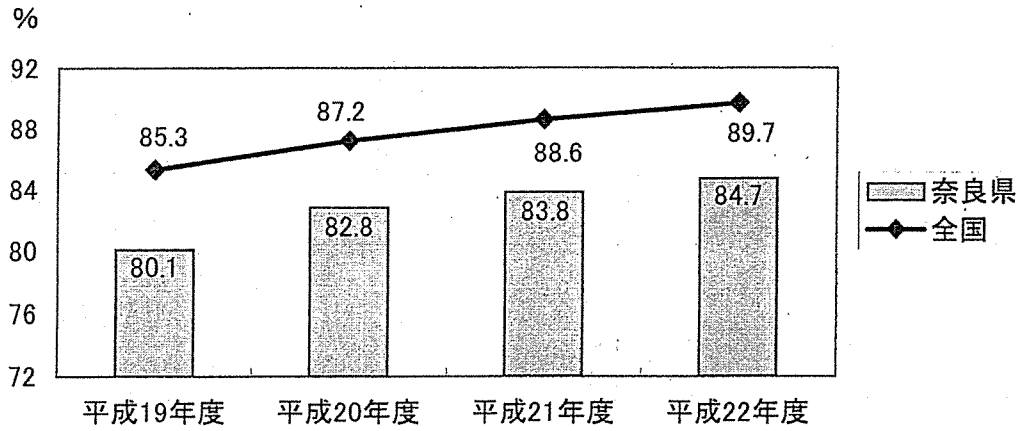
小学校 友達との約束を守っていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



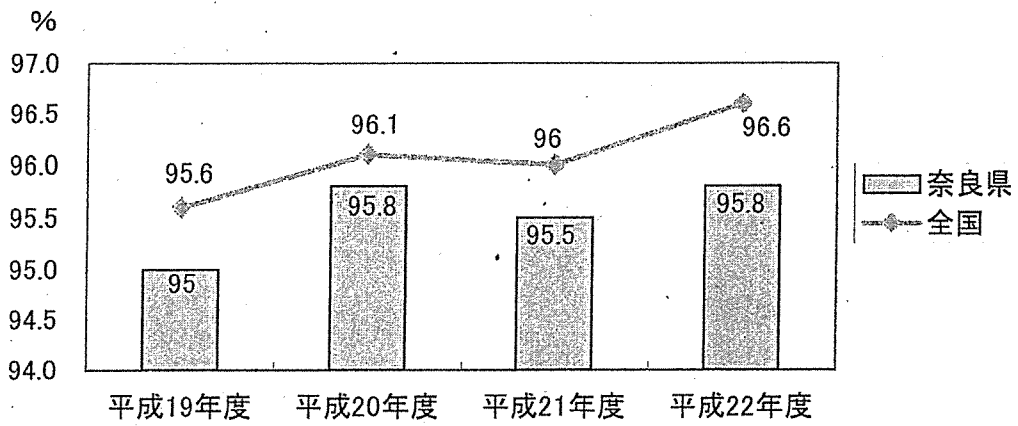
小学校 いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



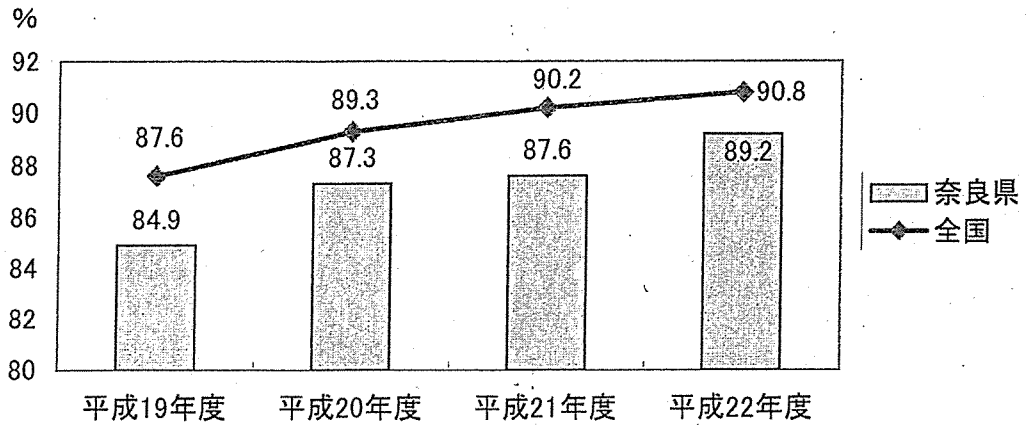
中学校 学校の規則を守っていますか  
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)



中学校 友達との約束を守っていますか  
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)



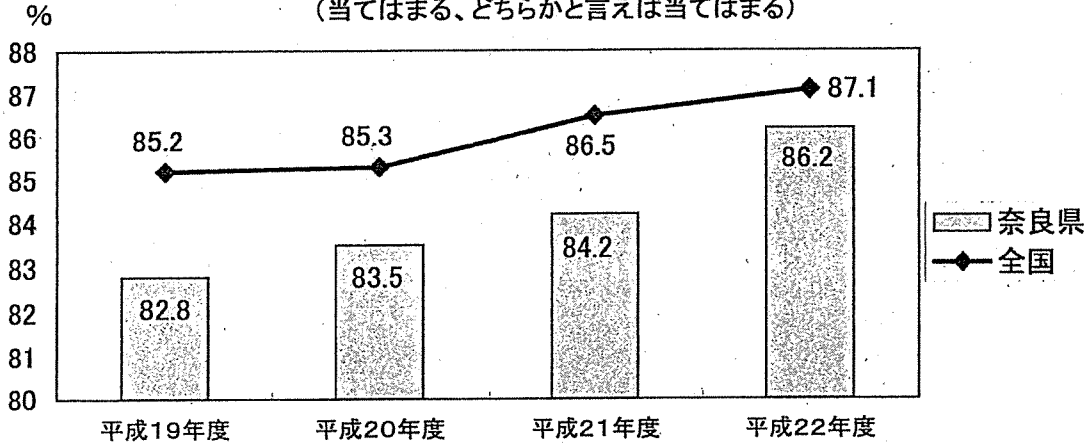
中学校 いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか  
(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)



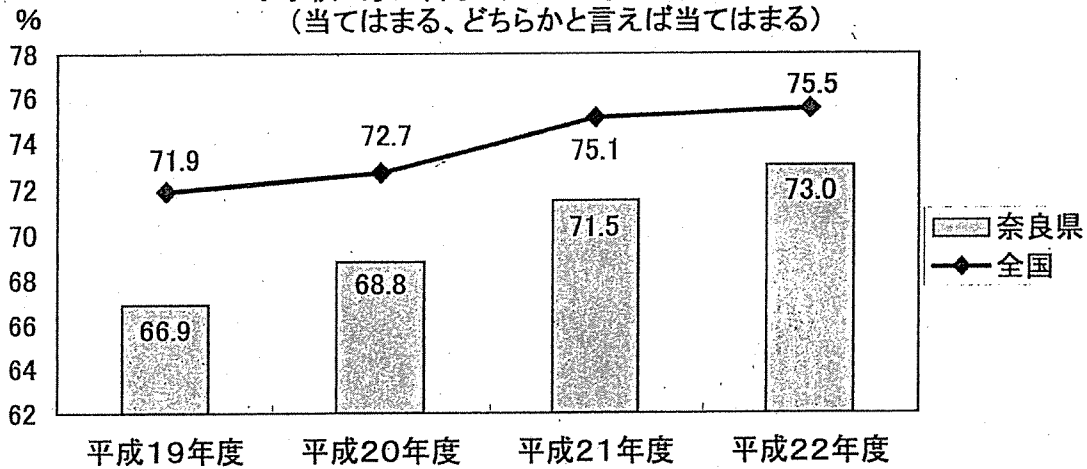
# 基本的生活習慣の状況

文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

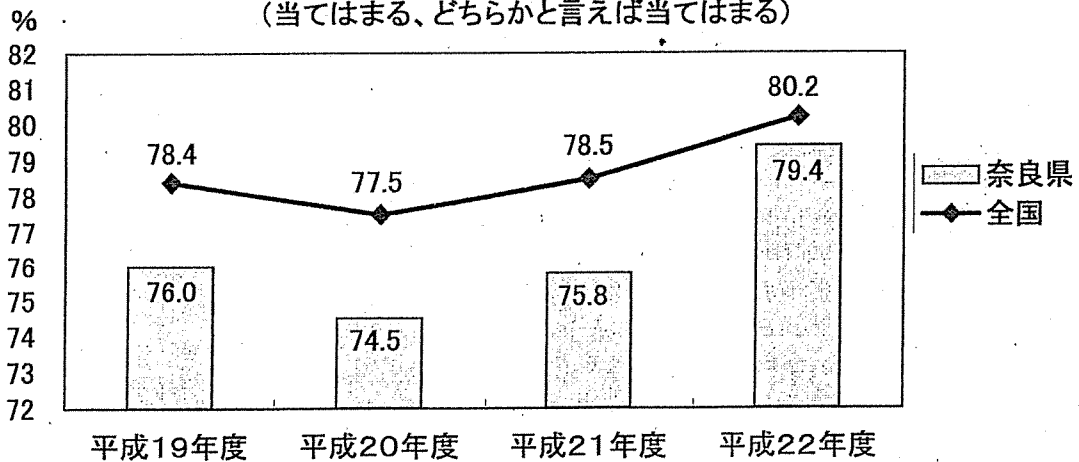
小学校 学校に持って行くものを、前日か、その日の朝に確かめていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



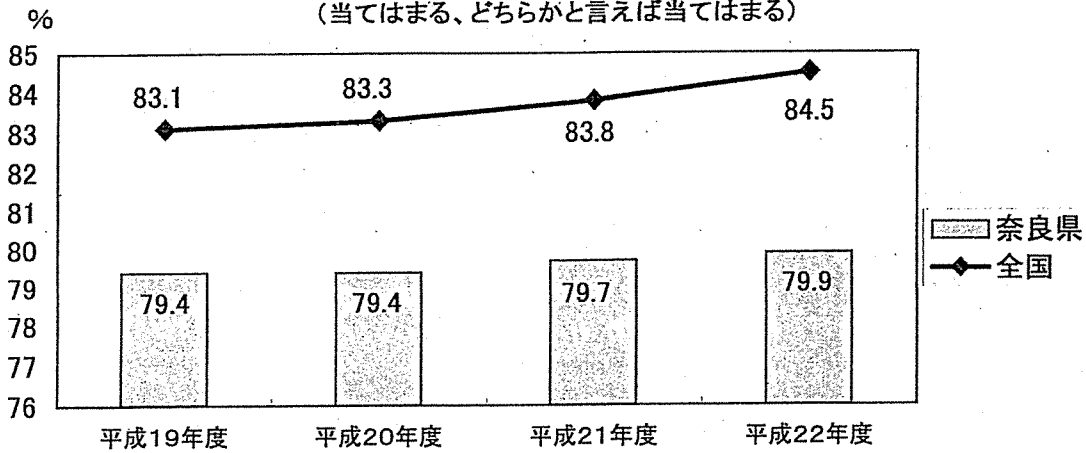
小学校 毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



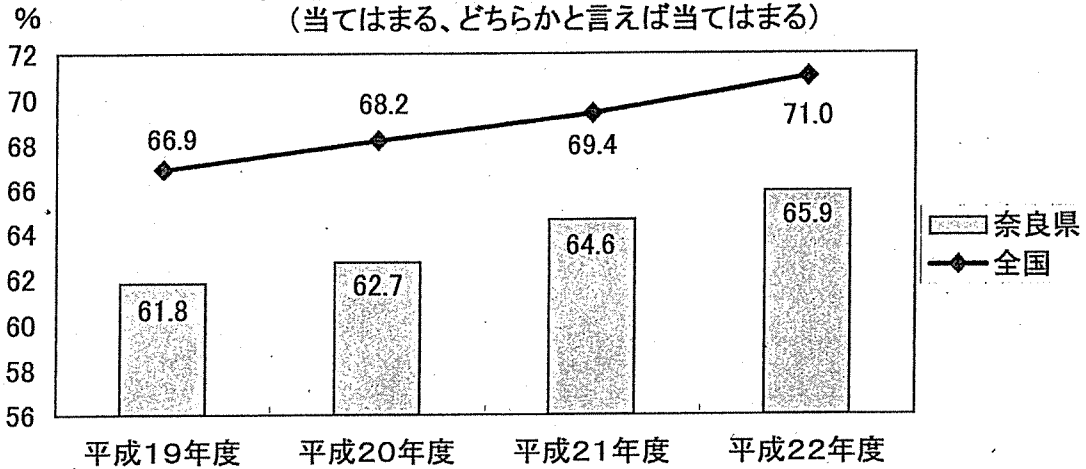
小学校 家の手伝いをしていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



中学校 学校に持って行くものを、前日か、その日の朝に確かめていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



中学校 毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)



中学校 家の手伝いをしていますか  
(当てはまる、どちらかと言えば当てはまる)

